

岡崎市認知症カフェ事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症の人とその家族が互いに交流するとともに、認知症についての地域住民の理解を深めること等を目的として実施する認知症カフェ事業（別表1に掲げる事業をいう。以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において、岡崎市認知症カフェ事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（組織の要件）

第3条 補助金の交付を受けられる組織は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 岡崎市内を主な活動範囲としているもの
- (2) 定款、規約、会則等を有しているもの
- (3) 団体としての運営及び会計処理が適正に行われているもの
- (4) 5人以上で構成されているもの

（申請者の資格）

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、組織の代表者とする。

（補助の対象）

第5条 補助の対象となる経費は、別表1に掲げるもので、事業の実施に直接要した経費とする。

（実施期間）

第6条 補助事業として実施する期間は、4月1日から3月31日までとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1組織当たり、2万円を上限とする。ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその

指示を受けなければならない。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市認知症カフェ事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 岡崎市認知症カフェ事業計画書（様式第2号）
- (2) 岡崎市認知症カフェ事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 構成員名簿
- (4) 食品衛生責任者となることができる資格を証する書類（食品を提供する事業を実施する場合に限る。）
- (5) 団体の定款、規約、会則等
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。この場合において、第8条に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

（変更交付申請）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ岡崎市認知症カフェ事業費補助金変更承認申請書（様式第7号）に変更内容の分かる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、岡崎市認知症カフェ事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了の日以後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に市長に提出しなければならない。

- (1) 岡崎市認知症カフェ事業報告書（様式第5号）
- (2) 岡崎市認知症カフェ事業収支精算書（様式第6号）
- (3) 事業に支出した領収書の写し
- (4) 事業に係るチラシ等開催が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の時期）

第13条 補助金は、規則第11条の規定による額の確定後に、補助事業者からの請求により交付する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

(終期)

第16条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

2 令和4年4月1日から令和4年9月30日までに第10条に規定する交付の決定を受けた者は、第11条第1項に規定する変更承認申請及び市長の承認を受けることにより、変更承認申請以前に実施した補助対象事業を含め、改正後の補助率及び上限額の適用を受けることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

認知症カフェ事業について

(定義)

この要綱において「認知症カフェ事業」とは、認知症の本人及び家族の居場所づくり、交流、情報交換を目的とし、以下に掲げる項目を全て満たした、認知症の本人及び家族への支援拠点となる「認知症カフェ」を設置・運営するものをいう。

- ・ 広く一般市民に開放すること。
- ・ 岡崎市内に支援拠点（10名以上対応できる広さ）を設け、カフェを1回2時間以上、年4回以上開設すること。ただし、自然災害等やむを得ない理由によりカフェを開催できなかった場合は、この限りではない。
- ・ 認知症の本人及び家族からの相談に対応できる人員（医師、看護師などの医療関係者、認知症地域支援推進員、認知症介護支援経験のある介護関係者など）を1名以上配置する。その他、参加者に対応できる人数を確保すること。
- ・ 参加費を徴収する場合は、材料費等の実費負担のみとし1人当たり1回100円～200円を目途とすること。

(補助金の対象経費について)

対 象 経 費
・ 人件費（事業に関わるものに限る。） ・ ボランティアに対する謝礼 ・ 光熱水費（冷暖房費を含む。） ・ 通信運搬費（電話代等） ・ 会議費（会場使用料のみ） ・ 消耗品費（名札、筆記用具等） ・ 印刷製本費（チラシや資料の作成、コピー代等） ・ 講師報償費 ・ 送迎に係る経費 ・ 保険料

様式第 1 号

岡崎市認知症カフェ事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(申請者) 住 所

組織名

代表者氏名

(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

岡崎市認知症カフェ事業について、次のとおり補助金を交付してください。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

3 補助事業の完了予定期日

4 交付を受けようとする補助金の額

5 添付書類

- (1) 岡崎市認知症カフェ事業計画書(様式第2号)
- (2) 岡崎市認知症カフェ事業収支予算書(様式第3号)

様式第 2 号

令和 年度岡崎市認知症カフェ事業計画書

名 称	
実施場所	
実施主体	
参加予定人員	
実施期間	

実施年月日	内 容

様式第 3 号

令和 年度岡崎市認知症カフェ事業収支予算書

組織名 _____

収入

科 目	予算額（円）	説 明
計		

支出

科 目	予算額（円）	説 明
【対象経費】		
【対象経費以外】		
計		

様式第 4 号

岡崎市認知症カフェ事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(補助事業者) 住 所

組織名

代表者氏名

(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で補助金交付決定
がありました事業は、次のとおり完了しました。

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

精 算 額 金 円

3 補助事業の実施期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
まで

4 添付書類

(1) 岡崎市認知症カフェ事業報告書(様式第5号)

(2) 岡崎市認知症カフェ事業収支精算書(様式第6号)

様式第 5 号

令和 年度岡崎市認知症カフェ事業報告書

組織名

実施年月日	内 容	従事者（職種）	参加人数

様式第 6 号

令和 年度岡崎市認知症カフェ事業収支精算書

組織名 _____

収入

科 目	決算額（円）	説 明
計		

支出

科 目	決算額（円）	説 明
【対象経費】		
【対象経費以外】		
計		

様式第 7 号

岡崎市認知症カフェ事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

組織名

住 所

代表者氏名 (※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で交付決定のあった岡崎市認知症カフェ事業費補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更前	
変更後	